



福祉・人権

障害者施策推進分科会の傍聴を

時 1月23日(休)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**市障害者施策に関する第4次長期計画、市障害福祉計画(第5期)実施状況等
申 1月6日、午前9時から、電話またはファックス・メール(氏名・住所・電話番号を記入)で、障害福祉課 ☎620・1636、**内**627・1692、**✉** syogafukushi@city.ibaraki.lg.jp

市子ども・若者自立支援センター「くらす」のご利用を

所同センター(片桐町4-7)、**対**おむね40歳までのひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者またはその保護者、**内**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**問**同センター ☎646・5526(火・日曜日、祝日休み)

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。
対次の①~④いずれかに該当する人
内次の全てに該当し、市が認定した人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人

増えることに50万円加算した額)以下、

③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算した額)以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、**内**生活保護受給者、**内**「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**内**利用者負担額(10%相当分)・食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(老齢福祉年金受給者は50%)、**内**①個室居住費または滞在費全額、**問**利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

おむつ代の医療費控除に必要な書類を発行

介護保険の要介護認定者で次の全てに該当する人は、おむつ代の医療費控除に必要なおむつ使用証明書を発行できますので申請してください。

内おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降、主治医意見書に障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がBまたはCランクの人で尿失禁の発生可能性が「あり」と記載されている、**内**初回の医療費控除の手続きには、医師作成のおむつ使用証明書要、**問**長寿介護課 ☎620・1639

介護保険サービス利用者に対する
所得税等の医療費控除

問申告方法=市民税課 ☎620・1614、控除対象=長寿介護課 ☎620・1639

次の介護保険サービスは、所得税等の医療費控除の対象となります。また、医療費控除の対象外の介護サービスでも、介護福祉士による喀痰吸引等が行われたときは、当該サービス自己負担額の10分の1が対象となります。詳細はお問い合わせください。

【施設サービス】①特別養護老人ホーム(地域密着型含む)での介護費に係る自己負担と食費・居住費に係る自己負担として支払った額の2分の1に相当する額、②介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院での介護費と食費・居住費に係る自己負担額

【居宅サービス等(介護予防サービス含む)】①医療系サービス(※1)の介護費に係る自己負担額、②医療系サービスと一緒に利用した、その他の対象サービス(※2)の介護費に係る自己負担額

※1 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※3)、看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型除く医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの)

※2 訪問介護(生活援助中心型除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※3除く)、看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型除く医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの)、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問(通所)型サービス(生活援助中心型除く)

※3 一体型で訪問看護を利用



高齢者ごうじょサービスの
ご利用を

時1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**内**在宅で生活しているおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で、認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、**内**認知症

高齢者の外出時の付き添い、その家族が外出時等の見守り、**料**1時間500円、**申**長寿介護課 ☎620・1639

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けら

担当地区	人数(人)	地区民児協委員長	住所	電話
茨木	23	乾 修	元町 6-19	626・3515
大池	18	境田邦男	舟木町 10-1	634・1547
中津	16	浦川勝己	中村町 1-20	633・4447
中条	14	吉田良子	奈良町 9-5	623・1688
春日・畑田	15	谷川 進	春日四丁目 1-7	626・0667
郡山	6	濱田正明	新郡山二丁目 1-810	641・1304
郡	8	板垣美代子	上穂積四丁目 8-4-209	625・5182
春日丘・穂積	25	田原正也	穂積台 6-5	624・5013
沢池・西	19	杉山幸子	南春日丘二丁目 13-11	625・7708
三島・庄栄	25	奥田佳廣	庄一丁目 8-23	627・5450
太田	10	宮垣千加子	東太田二丁目 2-19-1	664・8911
耳原・西河原	14	宗清勝三	耳原一丁目 2-24	641・2827
東・白川	28	田谷香代子	白川二丁目 4-51	634・2355
玉櫛	12	高田潤子	玉櫛二丁目 25-27	632・5566
水尾・葦原	22	河本隆信	島二丁目 5-12	634・6955
玉島	12	井路端美穂	野々宮二丁目 13-30	634・6785
安威・山手台	18	奥田 隆	西安威一丁目 17-3	643・6367
福井	10	辻 美代子	西福井二丁目 13-15	641・0654
清溪	7	片狩 均	大字泉原 835	649・2006
忍頂寺	12	門 豊	大字長谷 181	649・3903
豊川・彩都西	16	森 久雄	藤の里一丁目 13-30	643・4817
天王	22	西山美代子	蔵垣内二丁目 12-19	622・6052
東奈良	12	吉田晶子	美沢町 14-29	635・9529

共同募金に756万円の善意

昨年10月1日から実施した共同募金運動に、市民の皆さんや法人等から、756万5916円(11月30日現在)の善意が寄せられました。これらは府共同募金会へ送金し、市内社会福祉団体等

へ交付され、地域福祉のために活用されます。ご協力ありがとうございました。**岡市社会福祉協議会** ☎627・0033

民生委員・児童委員、主任児童委員を委嘱

昨年12月に、民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、地域の身近な相談相手として、364人が委嘱されました。お住まいの地域の担当委員は、左表の地区民児協委員長または地域福祉課までお問い合わせください。**岡同課** ☎620・1634

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時1月7日(火)、午前10時〜正午・午後1時〜4時、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等(本人以外は委任状)、**申**1月6日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎620・1632

健康保険・年金

障害年金相談のご利用を



社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時1月14日(火)・22日(水)・31日(金)、午前9時10分〜正午・午後1時10分〜4時

所保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外は委任状)、**申**同課(年金) ☎620・1632

20歳になったら国民年金

20歳になってから2週間程度で、日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されますので、保険料を納付してください(厚生年金等の加入者除く、年金手帳は別途送付)。10月1日以前に20歳になった人は国民年金加入の届出が必要ですが、それ以降の人で日本年金機構から加入のお知らせ等の書類が届いた人は届出は必要ありません。加入のお知らせ等が届かない人は手続きが必要な場合がありますので、吹田年金事務所までご連絡ください。なお、保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予・学生納付特例制度がありますのでご相談ください。**岡同事務所** ☎06・6821・2401

昨年の公的年金等の源泉徴収票が送付

日本年金機構から、昨年の公的年金等の源泉徴収票が1月中旬から末日までに送付されます。源泉徴収票が届かない人はご連絡ください。**岡吹田年**

金事務所 ☎ 06・6821・2401

税金

今月の納付（1月31日金まで）

- 市・府民税第4期分
 - 国民健康保険料普通徴収第8期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第7期分
 - 介護保険料普通徴収第10期分
 - 一般廃棄物処理（清掃）手数料第3期分
- 忘れずに納めてください。

償却資産の所有者は1月31日までに申告を

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業に使用する機械や備品、構築物等にも課税されます。1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している場合は、1月31日までに申告が必要で、申告には、電子申告サービス「eLTAX（事前に利用届等要）」も利用できます。詳細は地方税共同機構HP（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

昨年度申告のあった事業所等には、申告書を送付しました。初めて申告する場合や、届いていない場合はご連絡ください。また、新たに課税標準額

の特例（税額の軽減）の対象となる資産は申告が必要です。詳細は申告の手引きまたは市HPをご覧ください。☎ 資産税課 ☎ 20・1615

給与支払報告書は住所地の市町村へ

給与支払者は、金額に関わらず従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日時点の住所地の市町村に1月31日までに提出してください。☎ 市民税課 ☎ 620・1614

公的年金等受給者の所得申告

公的年金等の収入金額が40万円以下（複数から受給している人は合計金額）で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。これまで確定申告していた社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）、生命保険料や医療費等の控除がある人は、市・府民税の申告をしないと市・府民税の税額が割高になる場合があります。詳細はお問い合わせください。☎ 市民税課 ☎ 620・1614

確定申告用の電子証明書の新規発行・更新はマイナンバーカードで

住民基本台帳カードの利用者で、確定申告でe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用する人は、電子証明書の有効期限を確認してください。期限切れの場合は、住民基本台帳カード

での電子証明書の新規発行や更新はできませんので、マイナンバーカードの申請が必要です。マイナンバーカードは、郵送で申請する必要がありますが、交付まで約1〜2か月かかりますので、早めの申請をお願いします。☎ 市民税課 ☎ 620・1621

確定申告出張相談会場を開設

時 2月5日(水)〜10日(月)、午前9時30分〜午後3時（10日は午後2時まで）、
所 市役所南館10階大会議室、
混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。土地・建物・株式等を売却した所得、山林所得、贈与税、相続税に関する相談は行っていません。茨木税務署の申告書作成会場の開設期間は2月17日〜3月16日です。☎ 同税務署 ☎ 623・1131

原付自転車等の廃車・名義変更は3月31日までに

4月1日時点で原動機付自転車・軽四輪（三輪）自動車等の所有者には、来年度の軽自動車税が課税されます。廃車・盗難等で所有していない人や、所有者が変わったのに名義変更していない人、主たる定置場所が市内なのに他の地域登録（他市や他府県のナンバープレート）のまま変更していない人は、必ず3月31日までに手続きをしてください。3月下旬は窓口が混雑する場合がありますので、早めに手続

休日・夜間窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、休日・夜間窓口を開設しますのでご利用ください。

時【休日】1月26日(日)、午前9時〜午後5時、【夜間】27日(月)、午後8時まで、
所①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、
☎ 休日と夜間は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。
☎ ①保険年金課（徴収）☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



きをお願いします。詳細は各手続き先へお問い合わせください。また、業者等に代理手続きを依頼した場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。なお、普通自動車の税金は、三島府税事務所 ☎ 627・1121へお問い合わせください。
☎ 原動機付自転車（125cc以下のバイ

高等学校等への修学が困難な人に 入学支度金を支給

市では、来年度高等学校等入学予定者で、経済的な理由により修学が困難な人に入学支度金（奨学金）を支給します。

対次の全てに該当する人、①2月1日時点で本人と保護者が本市に居住し住民基本台帳に記載されている、②高等学校等に入学予定、③市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、または家計の急変等特別な事情があり、市教育委員会が認めた人、**▽**第1子=10万円、第2子以降=16万円（平成9年4月2日～17年4月1日生まれの兄弟姉妹が同一世帯にいる場合、第2子として支給。該当者が2人以上の場合、1人は第1子として支給）、**甲**1月6日～3月31日（必着）（申込が2・3月の場合、支給は4月以降）に、申請書（学務課で配付、市HPからダウンロード可、認定後に合格通知書の写し要）を郵送または直接、同課窓口☎620・1684



市奨学金事業充当基金への寄附にご協力を

市では、奨学金制度の適正な運営のため、市奨学金事業充当基金を設置しています。基金への寄附にご協力ください。

子ども育成支援会議の傍聴を

保

対小学校Ⅱ平成25年4月2日～26年4月1日生まれ、中学校Ⅱ19年4月2日～20年4月1日生まれ、**備**2月中旬までに各学校で入学説明会を開催。日時・場所は就学通知書に同封のお知らせをご確認ください。国・私立の小・中学校へ入学予定の人は学務課へ（その学校の就学承諾書要）。**問**同課☎620・1684

時1月27日（月）、午後6時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着20人（当日空きがあれば傍聴可）、**内**市次世代



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時1月23日（木）、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員、内容等詳細はお問い合わせください。一部非

公開の場合あり、**問**教育政策課☎620・1680
フ・小型特殊自動車Ⅱ市民税課☎620・1614、軽自動車（四輪・三輪）Ⅱ軽自動車検査協会高槻支所☎050・3816・1841、軽二輪・小型二輪（125CC超のバイク）Ⅱ大阪運輸支局☎050・5540・2058

総合教育会議の傍聴を

保

時2月14日（金）、午後3時から、**所**市役所南館8階中会議室、**備**定員、内容等詳細はお問い合わせください。一時保育は2月4日までに要申込、**甲**電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、政策企画課☎620・1605、**問**623・3025

中学校給食審議会の傍聴を

保

時1月31日（金）、午後2時から、**所**市役

就学通知書は届きましたか

4月1日に市立小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に、1月中旬に就学通知書を発送します。届かない場合はご連絡ください。また、市教育委員会では、現住所により就学する学校を指定していますが、1学期中に他校区への転居が決まっている、身体的事由等の特別な事情がある場合、教育委員会の許可により就学指定校を変更することがありますので、ご相談ください。

所南館8階中会議室、**定**先着20人（当日空きがあれば傍聴可）、**備**一時保育は1月17日までに要申込、**甲**電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、学務課☎620・1681、**問**623・3999

無料発達相談会

時2月14日（金）まで、**所**追手門学院大学地域支援心理研究センター、**対**3歳～中学生と保護者、**定**先着3組、**内**初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、**備**日時は申込時調整、**甲**1月14日～24日に、同センター☎643・9439（平日、午前11時～午後5時30分）



環境

食品ロスの削減を

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を食品ロスといいます。国内の食品ロスの約半分は、家庭から発生しています。次のように工夫して、食品ロスを減らしましょう。▼買い物前に、冷蔵庫の中をスマートフォンで撮って買いすぎを防止、▼野菜は皮を薄くむく・芯まで食べるなど捨てる量を減らす、▼外食するときは注文しすぎないように心がける。

備市では食品ロスに関するリーフレットを作成していますので、ぜひご利用ください。詳細は市HPをご覧ください。**問**資源循環課☎620・1814

雑がみもリサイクルに

紙箱・紙袋・ハガキ・封筒・包装紙・カレンダー・ポスター・プリンタ用紙等のリサイクルできる雑がみは、ビン・リール等の部分を取り除き、バラバラにならないよう、紐でしばって古紙の回収日に出しましょう。**問**資源循環課 ☎620・1814

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム等の設置に補助

対 自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後(①は電力受給後) 6か月以内の人、**¥**1出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット)、②③⑤上限4万円、④上限3万円、**備**②は①と同時に申請のみ、各10いばらぎ環境ポイント付与、**申**申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と書類を直接、同課窓口 ☎620・1644

まちづくり

建築物の耐震診断・耐震改修・耐震除却を補助

対 平成12年(非木造と除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の90%	45,000円/戸
	共同住宅・長屋等(木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
耐震改修設計※1	木造住宅	耐震改修設計費用の70%	100,000円/棟
耐震改修除去	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①49,300円/㎡	25,000,000円/棟※2
	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の23%	50,000,000円/棟※3

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 府の間接補助含む、※3 国の直接補助含む

した市内の建築物、**内**右表のとおり、**備**今年度から耐震改修設計が追加、詳細はお問い合わせください。**問**居住政策課 ☎655・2755

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

対 子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)の

いずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥**上限30万円、**備**詳細はお問い合わせください。**問**居住政策課 ☎655・2755

放火にご用心ください

市では、放火(疑い含む)による火災件数が毎年上位となっています。放火による火災を防ぐために次のことに注意しましょう。**▼**ゴミは収集日の朝に出す、**▼**防犯灯等を設置し、家の周囲や駐輪場を明るくする、**▼**家のまわりは整理整頓して燃えやすいものを置かない、**▼**自動車・オートバイ等のボデイカバーは防災製品にする、**▼**空き家、倉庫等は施錠する、**▼**地域で声をかけ合うなど、放火されにくい環境をつくる。**問**予防課 ☎622・6950

油による下水道管の詰まり改善にご協力ください

油分は下水道管に固着し、下水道管や各家庭の公共ますが詰まる原因になっています。各家庭で油を使用した場合、てんぷら油は固めて、フライパンに残った油分はできるだけふき取り、普通ごみとして処分するなど、十分注意して下水道管が詰まらないようにご協力ください。また、飲食店等で油の回収器を使用している場合は定期的に点検、清掃するようお願いいたします。

パブリックコメントを実施

居住マスタープラン(案)

内住まいのあり方や居住政策を示す計画、**備**資料は1月28日から、居住政策課・情報ルーム・各図書館で閲覧可(市HPからダウンロード可)、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表(住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**申**1月28日~2月25日(消印有効)に、市HPから電子申込、または意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に)を、メール・ファックス・郵送(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、〒567-8505 同課 ☎655・2755、☎620・1730、✉kyojyu@city.ibaraki.lg.jp



いばらき 大学探訪

今月は
梅花女子大学

政策企画課
☎620・1605



読みたい！知りたい！学びたい！ 知的好奇心を満足させる場所

同大学図書館は、約37万冊の図書と約3000種類の雑誌、約2万3000点のDVD、ビデオ等を所蔵しています。2階にはラーニング・コモンズという、ディスカッション用のテーブルと椅子を配置したスペースやパウダールーム、自動販売機を設置したりフレッシュルームがあり、従来の静かで飲食禁止ではない、使いやすく、知的好奇心を満足させる学びの空間となっています。また、3階の展示コーナーでは、期間限定の貴重な特別展示や季節にちなんださまざまな展示イベントを実施しています。

同図書館は在校生だけでなく、高校生以上の女性の市民も利用できますので、一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

問合先 同大学図書館 ☎643・8498

問 下水道施設課 ☎620・1667
**寒さによる水道管の凍結・破裂
等にご注意を**

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。水道管や蛇口に毛布や布を巻き、さらにビニールテープを巻くなど水道管の冬支度を忘れずにお願いします。水道管が破裂したときには、止水栓を閉めて、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください

い。平日の夜間、土・日曜日、祝日の修理は、水道工事業者協同組合修理班 ☎626・2300へご相談ください。問 工務課 ☎620・1692

水道メーター検針にご協力を

水道メーターの効率的な検針のため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながない、上に物を置かない、中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下にある場合は、指定給

水装置工事業者に依頼し、検針しやすい場所に移設する、問 営業課 ☎620・1691

被災者住宅無利子融資制度の 融資期間が3月31日で終了

対 大阪北部地震、平成30年台風21号で全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の罹災証明書が交付された、府内の被災住宅所有者または居住者、内 災害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事、**¥**上限200万円(全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円)、備 申込方法等詳細は府HP参照、問 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120・086・353

草花・樹木等の相談・勉強会

【相談】時 1月10日(金)、2月7日(金)、3月6日(金)、午前10時～正午・午後1時～4時、所 市役所南館1階玄関ロビー、内 花・樹木・野菜・果樹等、備 各3いばらき環境ポイント付与、【勉強会】時 ①1月10日(金)、②2月7日(金)、③3月6日(金)、午後1時30分～3時、所 市役所①本館6階第1会議室・②南館8階中会議室・③本館3階第2会議室、内 ①花壇の管理、②家庭果樹の剪定、③扱いやすい樹木、備 各5いばらき環境ポイント付与、(以下共通) 備 詳細は市HP参照またはお問い合せください。問 農とみどり推進課 ☎620・1622

茨木まちみレポーターを募集

茨木の魅力をより多くの人に届けるため、茨木のステキな人、場所、お店、イベント等取材し、Facebook ページで発信するレポーターを募集します。

時 4月～来年3月、対 高校生除く市内在住・在勤・在学の18～49歳で、Facebook アカウントを持ち、月1回程度記事を投稿できる人、定 10人程度(多数の場合抽選)、備 採用者には、魅力的な記事の書き方や写真の撮り方の研修あり(詳細は右下図読み取り)、用 2月10日までに、市HP から電子申込または、メール(住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号・メールアドレス、市外在住者は勤務先または学校名、興味があること・活動への想い等を記入)で、まち魅力発信課 ☎620・1602、✉machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp





商工・消費生活

創業融資の利子を補給

市では、市内での創業を促進するため、創業融資に係る利子補給制度を実施しています。昨年1月から12月までの返済実績に基づく申請を受け付けています。詳細はお問い合わせください。

【市や茨木商工会議所等が実施するセミナー等を修了し、市の証明書の交付を受けた創業者、【府の開業サポート資金(600万円超)、日本政策金融公庫・北おおさか信用金庫の各融資制度、期間は補給対象融資の36回目の返済日まで、【支払った利子のうち1%相当分(各年度上限10万円)、【1月6日～31日に、商工労政課 ☎620・16200

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業の活性化に取り組み小売店等にアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者(市民・市内法人のみ)や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等(いずれも小売業・飲食店のみ)を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助(上限50万円)しています(工事計画前に相談要)。なお、この制度は利用後10年が経過すると、再度利用できません。【商工労政課 ☎620・16200

事業承継に関する相談は茨木商工会議所へ

同会議所は、市内の中小企業・小規模事業者の事業承継を支援するため、経営指導員による相談を行っています。事業承継には、5～10年かかると言われ、早めの準備や計画的な取組みが必要です。気軽にご相談ください。

【同会議所 ☎622・6631

茨木商工会議所の無料相談

【時・日】①1月20日(月)、②2月3日(月)、③17日(月)、④3月16日(月)、【金融相談(事業資金・教育ローン)】①③④午後1時～3時、【創業相談】①③④午後2時～4時、【税務相談】①②③午後2時～4時、【商・同会議所 ☎622・6631

労働保険料の納付を忘れずに

労働保険料第3期分の納付期限は1月31日です。事業主は忘れずに納付してください。なお、事務組合へ事務委託している場合の納付期限は異なります。詳細は大阪労働局HPをご覧ください。【茨木労働基準監督署 ☎604・5310

府最低賃金を改定

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度です。最低賃金には、府

茨木のお店に行こう

Vol.16

市の補助制度利用店を紹介します

【商工労政課 ☎620・1620

SilkBody

平成30年(2018年)に、茨木阪急本通商店街にオープンしたシルクサスペンションのスタジオです。シルクサスペンションとは、天井から垂らしたシルクを使って行うトレーニング。宙に浮いたり、体を支えたりして、重力を最大限に利用し、床の上ではできないような立体的でダイナミックな体勢や動きができるのが特徴で、体幹を鍛えることや肩こり・腰痛の改善などの効果が期待できます。観葉植物等で森をイメージしたスタジオ内では、最大9人が同時にトレーニングを行うことができ、30分と60分のコース(予約制)に小学生から60歳代まで幅広い年代の人が通っています。

「日常生活に必要な筋肉をつける運動が中心で、ストレッチ効果があり、姿勢も良くなります。これからの毎日を元気に過ごせる身体と一緒に作りましょう」と元気いっぱいに話すオーナーの狩野さん。運動不足や、姿勢が気になる人は、ぜひ一度体験してみたいでしょうか。

電話 050・5435・1300
ところ 本町1-3野口ビル2階
営業時間 原則10:00～10:30、11:00～12:00
(詳細はお問い合わせください) 日・月曜日休み



オーナー 狩野優子さん

暮らしのガイド

生活に役立つ情報

1月6日から、ハローワークをより快適に利用できるよう、サービスが充実します。

☑ 求人情報検索・閲覧ウェブサイトがスマートフォン・タブレットに対応、マイページで求人検索条件の保存、オンライン求人申込等が可能に、求人票

ハローワークのサービスが充実

件名	時間額	効力発生日(昨年)	
府最低賃金	964円	10月1日	
特定最低賃金	電気機械器具製造関連産業	965円	
	非鉄金属製造関連産業		
	自動車小売業		
	鉄鋼業	966円	12月1日
	機械・金属製品製造関連産業		
	自動車・同附属品製造業		
	塗料製造業		

内全ての労働者が対象の「府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」があり、原則パート、臨時、派遣、アルバイト等を含め全ての労働者に適用されます。これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定され、現在の時間額は左表のとおりです。☎茨木労働基準監督署 ☎604・53008



求人

の掲載情報や、職業相談・紹介が充実、☎ハローワーク茨木 ☎623・2551(部門コード32#)

保育所・幼稚園の臨時職員

所 ①保育所、②幼稚園、**対** ①保育士(資格要)、②担任外・介助員(幼稚園教諭資格要、介助員の一部は保育士資格のみでも可)、**賃** 時給1250(1310円(職種・時間帯により異なる)、**備** 4月から新制度になり給与等勤務条件の変更あり、新制度の詳細はお問い合わせください。**申** 市HPから電子申込(下図読み取り)または電話で、人事課 ☎620・1601



学校関連サポーター・介助員

【学校関連サポーター】 **時** 週19時間(週4日)、**対** 教員免許・図書館司書有資格者、**定** 若干名、**内** 子ども・図書館・業務支援、**賃** 日給4580円、**介助員** **時** 月～金曜日、①午前8時15分～午後4時15分、②午前8時30分～午後1時30分、**内** 支援学級在籍児童・生徒の介助、**賃** 看護師資格あり 時給1460円、准看護師資格あり 時給1290円、資格なし 時給1030円、①年2回期末割増賃金あり、**備** 看護師、手話ができる介助員も募集、**(以下共通)** **所** 市内小・

災害復旧支援融資の利子補助制度のご利用を

市では、平成30年の大阪北部地震と台風21号で被災した市内中小企業・小規模事業者の早期復興の支援のため、災害復旧支援融資に係る利子補助制度を実施しています。詳細はお問い合わせください。

対象 次の全てに該当する事業者、①平成30年6月18日～昨年10月31日に利子補助対象融資(*)を受けた、②借入金を市内の事業所の設備資金または運転資金に充てる、③市税を滞納していない
補助額 補助対象融資の36回目の返済日までに支払った利子額(1事業者当たり上限各年度10万円、合計30万円)
申込 1月6日～31日に、商工労政課 ☎620・1620



*☑府の経営安定サポート資金(600万円超、セーフティネット保証4号に係る融資のみ)、☒府の台風21号対策資金(セーフティネット保証4号に係る融資は600万円超)、☒日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等が取り扱う災害復旧貸付、☒中小企業基盤整備機構が取り扱う小規模企業共済災害時貸付、☒市中小企業設備投資応援資金融資制度要綱に基づく融資、☒市中小企業振興資金融資制度要綱に基づく融資(600万円超) **A** B I E 600万円以下は、融資実行日から3か月以内の申請で信用保証料を補助、**E** F 罹災届出証明書要

専門教育相談員

中学校、**備** 条件等変更の場合あり、**申** 電話連絡の上、履歴書を直接、学校教育推進課 ☎620・1683



その他

18日は住民票等のコンビニ交付が利用できません

時 1月18日(土)、**問** 市民課 ☎620・1621

で発達検査ができる人、**備** 募集要項は市・教育センターHPからダウンロード、**問** 同センター ☎626・4400

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの2月抽選分の申込受付は1月20日～31日に行います。**【福祉文化会館】文化ホール** 来年2月20日・21日終日、**【クリエイトセンター】センターホール** 来年2月5日～午後6時～10時、2月6日・8日～28日終日、**多目的ホール** 8月1日・8日・22日・23日終日、8月5日・26日～午前9時～午後5時、**【生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール** 7月1日・8日・15日・29日～午後6時30分～9時30分、7月2日・9日・16日・23日・30日～午後0時30分～3時・6時30分～9時30分、7月3日～午後0時30分～6時、7月4日～午前9時～午後6時、7月22日～午後0時30分～9時30分、**【ローズWAM（火曜日休み）ワムホール** 8月9日・20日～午後0時30分～6時

上中条青少年センターの利用ができません

時 1月17日(金)終日、18日(土)午前9時～午後6時、**関同センター** ☎622・5180

斎場「見学会」にお越しください

市宮葬儀・斎場（告別式場）の利用について、実際に式場を見ながら、内

容等の相談に応じます。

時 1月21日(火)、午前10時～11時、**内第5告別式場（18席）等各式場・控室の案内、申当日直接、斎場第2告別式場、関市民課** ☎620・1645

**フューチャープラザ
グランドホールの市民先行予約**

立命館いばらきフューチャープラザグランドホールの、来年2月17日・18日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HP参照。

【抽選会】時 1月20日(月)、午前11時から、**所** 同プラザ、**定** 各団体3人まで、**備** 利用予定者のうち希望者にはグランドホールの見学会（1月20日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合）を実施、イベントホールの予約も可（グランドホールの予約日と同日のみ）、**申** 1月6日～13日に、メー



立命館いばらきフューチャープラザグランドホール

農業センサスにご回答を

2月1日を期日として、農業センサスが全国的に実施されます。この調査は、国内の農業の生産や就業構造、農山村地域における実態とその変化を把握し、農業施策に必要な基礎資料を整備することが目的です。調査員証を携帯した統計調査員が、1月中旬から順次、農業の生産活動を行っている皆さんに聞き取りを行い、調査対象となる場合には、調査票を配布しますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。調査票に記載された内容は、統計法によって厳重に守られ、統計の作成以外に使用することはありません。**関総務課** ☎620・1611

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・香川県小豆島町と歴史文化姉妹都市・大分県竹田市との交流促進のため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。

所 指定宿泊施設（市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照）、**¥** 小豆島町

中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、**備** 1人年間各1泊まで、**申** 施設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに申請書（要印鑑）を、郵送または直接、**〒** 567-8505 **同課** ☎620・1810



小豆島町のオリーブ公園



竹田市の白水ダム

ウェブ版春の七草と投稿俳句展

時 1月6日(月)～31日(金)、**内** 春の七草と投稿俳句の紹介・募集、詳細は市HP参照、**関農とみどり推進課** ☎620・1622

「寄附ありがとうございました」

市への寄附（10万円以上、または相当をいただきました（敬称略）。

- ◆大阪彩都バスケットボールクラブ
- ◆業務用扇風機5台、モップスペーパー本、
- ◆東小学校創立50周年記念事業実行委員会
- ◆パイプテント4張、◆東奈良学童保育室育成会
- ◆組み立て式テント3張、扇風機4台、◆沢池地区地域協議会
- ◆物置1台、◆阿部満江

1月の無料相談

特に表記がない場合、祝日と1月5日までは実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は35ページ参照。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日(6日除く)、13:00~17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談(先着7人)	26日(日)、9:30~13:00(22日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00~15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談(先着4人)	16日(木)、13:00~15:00(※)	
司法書士相談(各日先着5人)	15日(水)・22日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30~12:00(※)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	15日(水)、9:30~12:00(※)、土地の境界等	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・8600、全日本不動産協会☎06・6155・1717にお問い合わせください。	
税務相談(先着5人)	9日(木)、13:00~16:00(※)	
戸籍相談(先着4人)	16日(木)、14:00~16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~16:30、11日(土)・25日(出)、9:00~12:00	
人権擁護委員による人権相談	9日(木)・23日(水)、13:00~15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	28日(水)、13:00~16:00(6日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月~金曜日、9:00~17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月~金曜日、8:45~17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400
電話教育相談☎625・7830	毎週月~金曜日、8:45~17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月~木曜日、10:00~18:00	教育委員会分室(予約は上記教育センター)
発達相談(小・中学生)	毎週月~金曜日、8:45~17:00(要予約)	

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日除く)、10:00~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日除く)、10:00~16:00		
男性のための電話相談	15日(水)・22日(水)、18:30~21:30		
女性法律相談	16日(木)・18日(出)、9:30~12:30(6日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	30日(木)、13:00~16:00		
デートDV電話相談☎622・7345	毎週土曜日、10:00~17:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757	
DV相談	毎週月~土曜日、9:00~17:00		
人権相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00	人権センター ☎622・6613	
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月~土曜日、9:00~17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川☎643・1470 沢良宜☎635・7667 総持寺☎626・5660	
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
仕事なんでも相談	毎週火~木曜日、10:00~16:00(予約優先、30日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955	
防火相談	毎日、8:45~17:15	消防本部 ☎622・6955	
分譲マンション管理相談会(先着4組)	第2火曜日、9:00~12:00(7日前までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	第3木曜日、13:00~16:00(7日前までに要予約)		
福祉まるごと相談会	第4月曜日	10:00 }	太田公民館、郡山自治会館
	第2・4火曜日	12:00	中条公民館
	第3火曜日	13:30~15:30	春日丘憩いの家
	第4火曜日	10:00 }	中津・西河原コミセン
	第4水曜日		天王公民館
第2・3木曜日	東コミセン		
第2木曜日	耳原公民館、東奈良コミセン		
第5木曜日	玉櫛公民館		